

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の改正について（議案第116号）

選挙管理委員会事務局

1 改正の理由

公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙におけるビラの頒布が認められたことに伴い、ビラの作成費用を公費負担するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

市議会議員の選挙の候補者は、7円51銭（ビラの作成単価の上限）にビラの作成枚数（2種類以内について、計4,000枚まで）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができることとする。

3 施行期日

平成31年3月1日